

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の概要

## 第1 差別解消推進に関する施策の基本的な方向

法制定の背景／基本的な考え方（法の考え方など）

## 第2 差別解消措置に関する共通的な事項

### 1 法の対象範囲

●**障害者** 心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

●**事業者** 商業その他の事業を行う者全般

●**対象分野** 障害者の日常・社会生活全般が対象<sup>\*</sup>

※雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる

### 2 不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由<sup>\*</sup>なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限するなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止

※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合

### 3 合理的配慮

行政機関等や事業者が事務・事業を行うに際し、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた時に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの

(例) 段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などの意思疎通／休憩時間の調整などの配慮

## 第3, 4 差別解消措置に関する基本的な事項

### 1 基本的な考え方

- 不當な差別的取扱いの禁止 ⇒ 一律に法的義務
- 合理的配慮の提供 ⇒ 行政機関等は法的義務  
⇒ 事業者は努力義務

### 2 対応要領／対応指針

位置付け、作成手続き、記載事項

### 3 地方公共団体等に関する事項【※対応要領のみ】

対応要領の作成は努力義務（国は技術的助言などの支援）

### 3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

照会・相談への対応、報告徴収、助言・指導、勧告

## 第5 その他重要事項

### 1 環境の整備

合理的配慮に向けたバリアフリー化等

### 2 相談等の体制整備

既存の組織・機関等の活用・充実

### 3 啓発活動

行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動

### 4 地域協議会

差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化

### 5 施策推進

国内外の情報の収集・整理、必要に応じて基本方針・対応要領・対応指針の見直し